



わくわく 大分労働局

2026

3

令和8年3月2日発行

令和8年4月から法律に基づく



「高齢者の労働災害防止のための指針」策定されます

働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう！

1 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップによる方針表明と体制整備
経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。
- 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて、以下2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- 体力の状況の把握
事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。なお、高齢になってから始めるのではなく、青年、壮年期から取組を始めましょう。
※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。


4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

- 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育
労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

発行

 厚生労働省

大分労働局

大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル



大分労働局
ウェブサイト



大分労働局
Instagram



大分労働局
YouTube

エイジフレンドリー補助金

ありますのでご活用ください。



大分県内の「外国人雇用状況」の届出状況について（令和7年10月末時点）

すべての事業主の皆様は、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けられています。この度、令和7年10月末現在の「外国人雇用状況」の届出を取りまとめましたので、お知らせさせていただきます。

大分県内の外国人労働者数及び外国人労働者を雇用する事業所数は、届出義務化されたH19年以降過去最高を更新。

県内の外国人労働者数は、14,378人で、前年比2,202人、18.1%の増加。

また、外国人を雇用する事業所数は2,508箇所、前年比285箇所、12.8%の増加。

ともに、届出義務化されたH19年以降過去最高を更新しました。

大分県で働く外国人労働者の国籍はベトナムが最も多い。

国籍別では、ベトナムが最も多く、続いてインドネシア、ミャンマーの順となりました。

順位	国籍	人数
1位	ベトナム	3,186人（全体の22%）
2位	インドネシア	2,784人（全体の19.4%）
3位	ミャンマー	1,874人（全体の12.8%）
4位	フィリピン	1,684人（全体の11.7%）
5位	ネパール	1,089人（全体の7.6%）

在留資格では、技能実習が最も多く、次に専門的・技術的分野（特定技能含む）が多い。

在留資格別の外国人労働者の状況は、技能実習が5,578人で、全体の38.8%を占め、次に特定技能を含む専門的・技術的分野が3,961人と全体の27.5%を占める。

在留資格	人数
技能実習	5,578人（全体の38.8%）
専門的・技術的分野	3,961人（全体の27.5%）
うち特定技能	2,322人（全体の16.1%）
資格外活動	2,805人（全体の19.5%）
うち留学	2,543人（全体の17.7%）
身分に基づく在留資格	1,228人（全体の8.5%）

外国人労働者の雇用管理のお悩みはハローワークへ！

外国人労働者が在留資格の範囲内で能力を十分に発揮しながら適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。外国人労働者の雇用管理でご不明な点は、ハローワークにご相談ください。



外国人労働者雇用管理
パンフレット

ご存知ですか？ 仕事と介護の両立支援制度

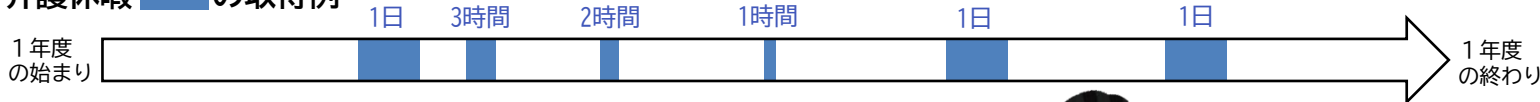
介護休暇制度

介護休業（対象家族1人につき3回まで、通算93日休業できる）を取得するほどではないが、通院付添や介護サービス手続のために休みたい時などに**介護休暇**を取得することができます。 <育児・介護休業法第16条の5、第16条の6>

介護休暇制度の対象となる方	介護休暇を取得できる日数・回数	介護休暇取得のための手続き
要介護状態にある対象家族の介護や世話をを行う労働者 ※日々雇い入れられる者を除く。 ※労使協定で取得できないとされている者を除く。 (1週間の所定労働日数が2日以下の労働者等)	1年度において5日まで。 対象家族が2人以上の場合は10日まで。 1日単位又は時間単位で取得できる。	事業主へ申し出る ・労働者氏名 ・対象家族の氏名及び続柄 ・介護休暇を取得する年月日 ・要介護状態にある事実 など

介護休暇の取得例

※「1年度において」の年度とは、事業主が特に定めをしない場合には、毎年4月1日から翌年3月31日となります。



対象家族の範囲

- 要介護状態にある配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
- 要介護状態とは、2週間以上、次のいずれかの状態にある場合に該当する
 - ① 介護保険制度の要介護2以上であること
 - ② 要介護1以下でも一定の介護が必要な場合
(具体的には「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」による)



両立支援情報サイト
両立支援のひろば

労働者を雇う建設業の事業主の皆さまへ

労働保険

「元請工事現場」以外の労災保険に加入されていますか。

原則、建設業の事業主は、以下の3つの労働保険に加入していただく必要があります。

- 1 元請工事現場の作業「建設事業」の労災保険
- 2 特定の工事現場に付随しない事務作業、土場・資材置場等で行う整理作業など「事務所等労災」の労災保険
- 3 所属労働者の雇用保険

詳しくはこちら！



大分労働局HP
「事務所等労災」